

羽幌町小形風力発電施設建設に関するガイドライン

平成29年12月20日制定

1. 目的

このガイドラインは、羽幌町において小形風力発電施設（20kW未満）及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「小形風力発電施設等」という。）の建設に当たって、環境保全及び景観形成の視点から事業者が自主的に遵守する事項や調整手順を明らかにすることを目的として制定する。

2. 対象

(1) 対象施設

本ガイドラインは、羽幌町において小形風力発電施設等の新設、増設又は建て替えをする場合を対象とする。

なお、全高が13m未満で自家消費を主な目的として建設する小形風力発電施設等については、本ガイドラインの対象外とする。

(2) 対象地域

このガイドラインの対象地域は羽幌町全域とする。なお、騒音問題、景観保全等の観点から住宅地への建設は避けること。

3. 建設等にあたっての基準

(1) 住宅等（学校、幼稚園、保育園及び病院などの文教施設又は保健福祉施設等を含む。）及び海岸からの距離

小形風力発電施設等については、海岸及び住宅等から原則300m以上離れていること。ただし、住宅等から200m以上離れている場合で、地権者及び周辺居住者等の承諾を得られた場合は、この限りでない。

(2) 道路からの距離

- ① 対象となる小形風力発電施設等に最も近い道路との距離は、地上と風車の最高点との長さの概ね等倍以上であることとする。
- ② 道路との距離とは、道路と風車におけるタワー基礎部分との水平距離をいう。
- ③ 道路とは、国道、道道及び町道をいう。

(3) 騒音

最も近い住宅等において、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に区分される基準値内（昼間55dB以下、夜間45dB以下）とすること。

(4) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとする。

(5) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 自然環境

小形風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。特に離島地区については、離島住民等への説明を実施すること。

(7) 景観

- ① 事業者は、小形風力発電施設等の建設等に当たって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。
- ② 小形風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。
- ③ 事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観又は風致を著しく阻害する恐れがある場合は、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 事業者が小形風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(8) 光害

事業者は、小形風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合は、住民や動植物への影響を及ぼさないよう配慮すること。

(9) 文化財

事業者は、小形風力発電施設等の建設等に当たって、建設等の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

4. ガイドラインによる調整手順

(1) 関係者等への事業説明及び議事録の作成

事業者は、建設を予定している小形風力発電施設等から300m以内に住宅等がある場合は、その関係者（地権者及び居住者等）に以下の事業内容を説明し議事録を作成するものとする。

① 説明日及び場所

- ② 説明者名
- ③ 説明の状況（内容）
- ④ 関係者の意見及び要望
- ⑤ 関係者の意見及び要望に対する回答内容
- ⑥ 事業説明の対象となる住宅等の所在地及び騒音値（小形風力発電設備建設前）
- ⑦ その他必要な事項

(2) 事業説明結果の報告

事業者は、住民説明会の実施結果について、随時、羽幌町へ報告すること。

(3) 羽幌町へ提出する書類

事業者は、国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請に先立ち、羽幌町に対して以下の関係書類を提出すること。

- ① 風車位置及び離隔距離を示した公図等
公図等に風車設置位置を点で示し、公図等の縮尺に合わせて半径200mの円を図示し、民家との離隔が一見して確認できるようにすること。
- ② 国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（写）
- ③ 電力会社との接続契約書（写）又は接続の約束が確認できる資料（写）
- ④ 関係者等への事業説明を行った場合は、その内容を示す議事録

5. 建設等の工事前及び工事完成後における調査

事業者は、小形風力発電施設等の建設前及び建設後についても環境及び景観等の保全に関し、「3. 建設等にあたっての基準」の遵守に努めなければならない。

6. 設置後の維持管理等

- (1) 事業者は、設置した施設について、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに羽幌町に報告すること。
- (2) 事業者は、設置後に騒音又は電波等の障害が発生した時には、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、その内容を羽幌町に報告すること。
- (3) 事業者は、設置した施設の事業が完了した場合は、責任をもって施設を撤去すること。

7. ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

8. その他

小形風力発電施設等の建設等に当たり、住民等から事業者へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を羽幌町に報告すること。